

件名：新型コロナウイルス感染症（緩和策の発表）

<ポイント>

- 18日、マドゥーロ大統領は、非常事態宣言に基づき実施されている新型コロナウイルス対策の緩和策を、19日から拡充することを発表しました。
- 緩和策により、レストランや観光業など20以上の業種で営業が再開されます。
- 新型コロナウイルスの感染は、引き続き高い数値で推移していますので、十分注意してください。

<本文>

1 18日、マドゥーロ大統領は、新型コロナウイルス対策として、7日間毎に緩和と制限を交互に実施する「7+7 plus」について、19日から緩和策を拡充することを発表しました。

2 緩和期間中、これまで認められていなかった以下の業種で営業が再開される他、SAIMEやINTTといった政府関係機関も業務を実施すると発表しました。ただし、営業再開にあたり、政府が定めた衛生基準（マスクの使用、屋内での人数制限等）を求めています。

家具、おもちゃ、金物、洋菓子、宝石、質、花材、庭園業、香水、酒類、宿泊業、ビーチ関連、クラブ、公園、ロープウェイ、多目的スペース（オープンスペース）、飲食業、野外映画館

3 (1) ベネズエラ政府の発表によれば、ベネズエラでの感染者数等の累計は、18日までの累計で、症例数が86,636名、死亡者数が736名、治癒数が79,694名と発表しています。依然として高い数値で推移しております。

(2) 現在の感染は主に市中感染であり、特に、カラカス首都区等の都市部での感染者数が高く推移しております。

(3) 以下のような予防に努めてください。また、ベネズエラでは、断水も頻繁に発生していますので、アルコール消毒による代替手段の確保等も重要です。

- ・ 手洗いの励行
- ・ マスクや手袋の着用
- ・ 換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける。

(4) ベネズエラ政府発表の新型コロナウイルス対策に関する規制も遵守してください。

https://drive.google.com/file/d/146_Nih6aq0352eKZc-Q5jxubkj6lplqY/view

(5) 日本の厚生労働省では、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を以下のホームページで提唱しています。日常生活をおくる上での参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

(6) 新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.ve.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

参考：ベネズエラ・ボリバル共和国政府保健省新型コロナウイルス関連サイト

<http://www.mpps.gob.ve/index.php>

参考：厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

このメールは、在留届及び「旅レジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ベネズエラ日本国大使館

電話：(+58)-212-262-3435

FAX：(+58)-212-262-3484

ホームページ：<http://www.ve.emb-japan.go.jp>